

令和7年1月6日(月)  
四街道市 報道発表資料



## 四街道市長の育休取得について

私、四街道市長鈴木陽介は、昨年誕生した第4子の育休を1月13日(月)から約1か月間取得いたします。

「子育てしやすい街づくり」を進める四街道市の市長として、自らが率先して育休を取得することにより、父親が育児休業を取ることに對する社会全体の理解を促すとともに、市役所職員の意識転換を図ることを目指します。

令和5年度の本市男性職員の育児休業取得は、73.7%と高い数字を維持しておりますが、今後も育児休業を取得しやすい環境を積極的に整え、子育てと仕事を両立し生き生き働ける市役所を創ってまいります。

なお、育休中においても、災害等緊急時の陣頭指揮、重要案件への対応、リモートでの会議参加等してまいります。

### ■ 育休の取得期間

1月13日(月)～2月16日(日)

### ■ 育休中の対応

- ・災害等緊急時には登庁できる態勢を確保
- ・重要案件にはリモートワークや時短勤務を活用

### ■ 参考

<市男性職員の育児休業の取得率>

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取得率	21.1%	81.8%	73.7%

### お問い合わせ先

- ・市長の育休の取得に関すること  
経営企画部秘書課 担当: 笠松  
☎ 043-421-6164
- ・職員の育児休業の取得に関すること  
総務部人事課 担当: 古川  
☎ 043-421-6105